

香川県

小規模社会福祉法人等の ネットワーク化推進事業のご案内

職員の人材確保や
定着って難しい

災害時の
事業継続や
福祉避難所って
どうすればいいの？

地域の法人と
連携して
業務を効率化
できないか…

地域貢献の
ために、地域の方の
居場所を作りたい
けど…

人手も足りないのに
うちの法人だけじゃ取組めない!!

その課題!! 複数の社会福祉法人で 一緒に考えてみませんか？

例えば、次のような取組をお手伝いします!

1 地域貢献のための協働事業

- 多世代の地域の居場所づくり事業
- 災害時要援護者に対する支援体制の構築事業
- その他地域の課題に対応した地域貢献事業

2 福祉・介護人材の確保、 定着のための事業

- 人材確保のための合同職場見学会の開催
- 人事・労務管理等に関する勉強会の開催
- その他福祉・介護人材の確保、定着のための取組

3 社会福祉連携推進法人の 設立支援

- 社会福祉連携推進法人の設立準備会・
合同研修会の開催
- 連携推進業務の実施に向けた
リサーチの経費

※ 設立支援の経費については、
1回限りの補助となります。

4 ICT技術の導入支援

- 上記1、2を効果的・効率的に行うために、新たに
ICT技術を活用して行う取組

例えば…

- SNS等を活用した相談支援の仕組みづくり
- 高齢者見守り等のための参画法人間のオンライン
ネットワークの仕組みづくり
- オンラインによる地域住民等の共生の場づくり
- オンラインによる参画法人の職員合同研修の実施
- 労務管理システムの共同調達 など

取組にかかる費用を負担します

要件



対象者

県内の社会福祉法人

※事業を効率的に進めていく上で必要と認められる場合は、NPO法人等その他関係機関も参画できます。

事業実施の要件

ネットワーク内に小規模法人が1か所以上参画していること。

※小規模法人とは1法人において1施設・事業所のみを運営している法人です。

実施費用

1ネットワークあたり **30万円**以内

※香川県社会福祉協議会が直接執行します。

対象経費

報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費、会議費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料、賃借料

利用の流れ

1 事業の申請

- 「様式1 実施計画書」に必要事項をご記入のうえ、事務局に提出してください。



2 経費の送金

- 必要経費は、香川県社会福祉協議会から**直接業者にお支払い**します。
- 事業に係る経費は、できる限り請求書を取りまとめ、「様式3 請求書等の送付について」と併せて事務局に提出してください。
- 請求書が事務局に届いて1か月以内に送金いたします。

3 実施後の報告

- 事業実施後は、速やかに「様式2-1 実施報告書」と「様式2-2」「様式2-3」を事務局に提出してください。
- 年度末まで事業を実施する場合は、3月中旬までには報告書、請求書等を提出し、**3月末日までには業者への送金が完了**するようお手続きください。

お問合せ先

社会福祉法人香川県社会福祉協議会 法人振興課
高松市番町一丁目10番35号 香川県社会福祉総合センター5階
TEL.087-861-5611 FAX.087-861-2664
ホームページ: <https://www.kagawaken-shakyo.or.jp>